



## 小田原エンジニアリングが小田原エンジニアリング<6149>株式の変更報告書を提出



小田原エンジニアリング<6149>について、小田原エンジニアリングが9月29日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「本件訂正の対象となる大量保有報告書は平成19年4月19日に提出されたものであり、5年の縦覧期間を経過している。従い本来、訂正報告書を提出する際は、対象となる報告書の関連文書として作成するところ、システム上の制約から不可能なため、変更報告書として提出するもの。よって本報告書は、EDINETの閲覧画面上の提出書類名が「変更報告書」と表示されているが、内容は下記訂正に伴う訂正報告書である。なお、「報告義務発生日」は便宜上、「提出日」を記載している。[訂正される報告書名]大量保有報告書[訂正される報告書の報告義務発生日]平成18年11月21日[訂正箇所]第2[提出者に関する事項]1[提出者（大量保有者）/1](1)[提出者の概要]③[法人の場合]（訂正前）設立年月日昭和54年5月21日（訂正後）設立年月日昭和54年10月15日(5)[当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況]（平成18年11月21日取得分市場内外取引の別）（訂正前）市場内（訂正後）市場外(7)[保有株券等の取得資金]①[取得資金の内訳]（訂正前）」によるもの。

報告義務発生日は、2014年9月29日。